

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
歯科麻酔専門医制度施行細則

- 第1条 日本歯科麻酔学会専門医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。
- 第2条 専門医制度規則第4条4項にある歯科麻酔学指導施設の所属長は、歯科麻酔科等の主任で、本学会が認めた歯科麻酔指導医とする。
- 第3条 専門医制度規則第5条4項に定められている麻酔専従証明書及び業務内容証明書は、研修機関における指導者が発行するものとする。なお、ここでいう専従とは歯科麻酔学分野の業務に週3日以上携わっていることをいう。
- 第4条 専門医制度規則第5条5項に定められている歯科麻酔専門医申請許可書は、歯科麻酔指導医である所属長が発行したものとする。
- 第5条 専門医制度規則第4条5項に定められた全身麻酔を含む全身管理症例は、すべて審査委員会の要請に応じて管理記録が提出され得るものであり、また疼痛治療症例にあつては症例供覧し得る記録を有するものとする。
- 第6条 専門医制度規則第4条6項に定められた“ふさわしい業績”とは、下記のものとする。
- 1 本学会学術集会および関連学会の学術集会への出席単位が、【新制度】別表に定めるところにより算出した単位数で20単位以上でなければならない。
但し、20単位中、10単位は本学会学術集会への参加によるものでなければならない。
 - 2 本学会学術集会もしくは関連学会の学術集会での学会発表または本学会機関誌（日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress）もしくは関連学術誌等での論文発表（解説・記事等は除く、共著でも可）による単位が、別表に定めるところにより算出した単位数で30単位以上でなければならない。
発表業績30単位の内、10単位は筆頭者として、本学会の学術集会での学会発表または本学会機関誌での論文発表である必要がある。
 - 3 学会の定める救急蘇生講習会を受講していることとし、救急蘇生講習会の受講修了証（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。
 - 4 一般社団法人日本歯科専門医機構の定める共通研修の単位を取得する必要がある。取得単位については付則第2条に記載の単位を満たさなければならない。
- 第7条 専門医制度規則第5条8項に定められている全身麻酔・全身管理症例（様式6-1）、疼痛治療症例（様式6-2）の提出の際は、提出症例内訳書（様式6）ならびに症例報告書（別紙1-1、別紙1-2）を提出するものとする。
- 1 全身麻酔・全身管理症例報告書（別紙1-1）とは、専門医制度規則第5条8項の症例一覧の中から、周術期管理が困難であった症例を5症例提出するものとする。

- 2 疼痛治療症例報告書（別紙 1-2）とは、専門医制度規則第 5 条 8 項での症例全て提出するものとする。

第 8 条 専門医制度規則第 6 条の試問とは、提出症例による試問を含む口頭試問と論文記述とする。

第 9 条 専門医制度規則第 12 条 2 項の“大学病院等の歯科麻酔科に専従するもの”とは歯科麻酔学指導施設として認められた歯科麻酔科等の診療科あるいは講座で、歯科麻酔科業務に専従するものとする。

第 10 条 更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数に関する証明書を学会に提出しなければならない。

- 1 本学会別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が 61 単位以上であることの証明書を学会に提出しなければならない。他学会学術大会においては出席証明書（複写可）、他学会学術誌への発表においては別刷（複写可）が必要である。
- 2 一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める共通研修の単位が、別表に定めるところにより算出した単位数で付則に記載の単位を満たさなければならない。
但し、連続して 3 回以上資格更新を行った専門医は、臨床実績の提出を免除する。
臨床実績の提出免除を希望する場合は、臨床・指導・教育実績証明書を提出しなければならない。

第 11 条 学会は、日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医制度規則第 11 条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認めるものについては、第 11 条の規定する期間を 7 年とすることができる。更新延長の認定は審査委員会で決定され、理事会で承認する。

更新期限の延長を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書類の写しを添えて本学会専門医審査委員会宛に更新期限までに申請するものとする。

- 2 本条第 1 項に規定する 7 年を超えて、やむを得ない理由で更新できない場合、【新制度】本学会別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が 22 単位以上（臨床実績 2 単位以上）であることを条件に 2 年間の専門医資格の停止期間を設け、再受験の機会を与える。資格停止および再受験を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書類の写しを添えて本学会専門医審査委員会宛に更新期限までに申請するものとする。資格停止の認定は審査委員会で決定され、理事会で承認する。
- 3 再受験のためには、資格停止後【新制度】本学会別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が 32 単位以上（臨床実績 2 単位以上）であることに加え、【新制度】一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める共通研修の単位が、歯科麻酔専門医制度施行細則付則 2 条別表に定めるところにより算出した単位数で付則に記載の単位を満たさなければならない。
なお、再受験のための手続きは新規申請時と同じものとし、審査申請料および登録料が別途必要となる。
- 4 再受験時の試験は、日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医制度規則第 6 条から筆記試験を除いたものとする。

5 専門医資格停止後、再受験をおこなおうとするものは、審査申請料を添えて、次の各項の申請書類を審査委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医審査申請書（様式 1）
- (2) 履歴書（様式 2）
- (3) 日本歯科麻酔学会認定医認定証（複写）
- (4) 麻酔専従証明書（様式 3-1）、業務内容証明書（様式 3-2）または研修派遣証明書（様式 3-3）
- (5) 歯科麻酔専門医申請許可書（様式 4）
- (6) 業績目録 学会出席（様式 5-1）、学会発表（様式 5-2）、論文発表（様式 5-3）、一般社団法人日本歯科専門医機構共通研修（様式 5-4）
- (7) 専門医申請前の最近 2 年間に担当あるいは指導した全身麻酔症例および全身管理症例（様式 6-1）および疼痛治療症例（様式 6-2）の中から総計 100 例の一覧表
- (8) 払込控貼付用紙（様式 10）

第 12 条 審査申請料 20,000 円、登録料 30,000 円および更新審査料 20,000 円とする。

第 13 条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の承認を必要とする。

付則

1 歯科麻酔専門医制度施行細則第 6 条第 3 項に定める学会の定める救急蘇生講習会とは下記の要件を全て満たすものとする。

- 1) 歯科医師免許取得後に受講したものを対象とする
- 2) 救急蘇生講習会とは AHA 認定 ACLS コースを指す。
- 3) 救急蘇生講習会受講修了証とは、上記コースが発行したものとする。
- 4) 救急蘇生講習会の受講修了証（複写）とは、AHA 認定 ACLS プロバイダーカード（複写）とする。

2 歯科麻酔専門医制度施行細則第 6 条第 4 項および第 10 条における一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める歯科専門医共通研修の必要単位は、下記の一般社団法人 日本歯科専門医機構 歯科専門医共通研修別表に従う。（令和 6 年度までは移行期間として年ごとに下記表の通り必要単位が異なる見込みである）日本歯科専門医機構共通研修については以下のような移行期間が設けられている。

一般社団法人 日本歯科専門医機構 歯科専門医共通研修 移行期間必要取得単位別表

| | | |
|---------|-------|-----------------------|
| 令和 3 年度 | 申請・更新 | 2 単位（必修項目・選択項目どちらでも可） |
| 令和 4 年度 | 申請・更新 | 4 単位（必修項目・選択項目どちらでも可） |
| 令和 5 年度 | 申請・更新 | 6 単位（廃止された項目も認められる） |
| 令和 6 年度 | 申請・更新 | 8 単位（廃止された項目も認められる） |

3 歯科麻酔専門医制度施行細則第 11 条に規定する資格停止と再受験については令和 2 年 6 月 30 日に遡って適応する。

一般社団法人 日本歯科専門医機構 歯科専門医共通研修 単位別表

| 項目 | 種別 | 単位 | | |
|------|-----------------|-----|-----------------|------------|
| 研修項目 | 医療倫理 | 1単位 | /1講演 (1時間以上) | 最小 10単位 |
| | 医療安全 | | | |
| | 院内感染対策 | | | |
| | 患者・医療者関係の構築 | | | |
| | 医療関連法規・医療経済 | | | |
| 廃止項目 | 地域医療・地域包括ケアシステム | | | |
| | 隣接医学・医療 | | | |

* 「医療倫理」、「医療安全」、「院内感染対策」、「患者・医療者関係の構築」、「医療関連法規・医療経済」について各々1単位を含む必要がある。令和3年度までに実施された「地域医療・地域包括ケアシステム」および「隣接医学・医療」は有効となる。

日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医制度施行細則別表

| 区分 | | 種別 | | 単位 | | | |
|----------------------------------|------------|---|------------------------------|---------------|------|------|--|
| 参加実績 | 学術集会 参加 | 日本歯科麻酔学会 | | 10単位 | /1回 | | |
| | | 学会認定関連団体 | | 5単位 | /1回 | | |
| | | 国際関連学会 | IFDAS、FADAS、IADR | 10単位 | /1回 | | |
| | | | ASA、IARS、ESA | 5単位 | | | |
| | | | その他、麻酔関連の国際学会 | 5単位 | | | |
| | | 関連学会 (医科麻酔) | 日本麻酔科学会・日本臨床麻酔学会 | 5単位 | /1回 | | |
| | | | 日本ペインクリニック学会 | 5単位 | | | |
| | | | その他、医科領域の麻酔関連学会 | 3単位 | | | |
| | | 関連学会 (歯科) | 日本口腔外科学会・日本口腔科学会 | 2単位 | /1回 | | |
| | | | 日本障害者歯科学会 | | | | |
| 日本老年歯科医学会 日本有病者歯科医療学会、その他関連学会 | | | | | | | |
| 学術業績 | 学会発表 | 日本歯科麻酔学会 | 一般演題(口演、ポスター) | 筆頭 共同 | 5単位 | /1演題 | |
| | | | 教育講演・シンポジウム等 | 筆頭 共同 | 5単位 | /1講演 | |
| | | 学会認定関連団体 (麻酔に関連する内容) | 一般演題(口演、ポスター) | 筆頭 共同 | 3単位 | /1演題 | |
| | | | 教育講演・シンポジウム等 | 筆頭 共同 | 3単位 | /1講演 | |
| | | 国際関連学会 (麻酔に関連する内容) | 一般演題(口演、ポスター) | 筆頭 共同 | 5単位 | /1演題 | |
| | | | 教育講演・シンポジウム等 | 筆頭 共同 | 5単位 | /1講演 | |
| | | 関連学会 (医科麻酔) | 一般演題(口演、ポスター) | 筆頭 共同 | 2単位 | /1演題 | |
| | | | 教育講演・シンポジウム等 | 筆頭 共同 | 2単位 | /1講演 | |
| | | 関連学会 (麻酔に関連する内容) | 一般演題(口演、ポスター) | 筆頭 共同 | 1単位 | /1演題 | |
| | | | 教育講演・シンポジウム等 | 筆頭 共同 | 1単位 | /1講演 | |
| | | | | リフレッシュコース(講演) | 5単位 | | |
| | | | | 旧 認定講習会(講演) | 5単位 | /1講演 | |
| | | | バイタルサインセミナー(講演) | 5単位 | | | |
| | 論文発表 | 日本歯科麻酔学会雑誌 | 総説・原著 | 筆頭 共著 | 10単位 | /1論文 | |
| | | | その他 論文(技術・技法、調査・資料、解説・記事を除く) | 筆頭 共著 | | | |
| | | Anesthesia Progress 国際関連学術誌 (麻酔に関連する内容) | 総説・原著 | 筆頭 共著 | 10単位 | /1論文 | |
| | | | その他 論文(解説・記事を除く) | 筆頭 共著 | | | |
| | | 関連学術誌 (医科麻酔) | 総説・原著 | 筆頭 共著 | 3単位 | /1論文 | |
| | | | その他 論文(解説・記事を除く) | 筆頭 共著 | | | |
| | | 関連学術誌 (麻酔に関連する内容) | 総説・原著 | 筆頭 共著 | 3単位 | /1論文 | |
| | | | その他 論文(解説・記事を除く) | 筆頭 共著 | | | |
| | | | | 麻酔関連著書 | 3単位 | /1編 | |

最小30単位
※本学会学術集
会参加として20
単位必須

| 区分 | 種別 | | | 単位 | | |
|----------------------------------|------------------------|-------------------|----|--------|-----------------|------------------------------------|
| 診療以外の活動実績 | 救急蘇生講習会 | AHA-BLSプロバイダーコース | 受講 | 2単位 | /1コース | 0単位 ～上限なし |
| | | | 指導 | 2単位 | | |
| | | AHA-ACLSプロバイダーコース | 受講 | 2単位 | | |
| | | | 指導 | 2単位 | | |
| 臨床実績 | 全身管理症例 | 全身麻酔症例 | 担当 | 0.02単位 | /1症例 | 最小5単位 最大10単位 |
| | | | 指導 | | | |
| | | 静脈内鎮静法症例 | 担当 | | | |
| | | 指導 | | | | |
| | その他全身管理症例 | 担当 | | | | |
| 疼痛治療症例 | | 担当 | | | | |
| | | 指導 | | | | |
| 歯科麻酔科領域講習 | リフレッシュコース (旧 認定講習会) | | | 2単位 | /1講演 (1時間以上) | 最小16単位 |
| 一般社団法人 日本歯科専門医機構 歯科専門医共通研修 | 医療倫理 | | | 1単位 | /1講演 (1時間以上) | 最小10単位 ※各項目について1単位ずつ必須(年間2単位以上) |
| | 患者・医療者関係の構築 | | | | | |
| | 医療安全 | | | | | |
| | 院内感染対策 | | | | | |
| | 医療関連法規・医療経済 | | | | | |

*発表者（共同発表者も含む）が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

*歯科関連学会の学術大会への出席単位については、歯科麻酔に関連する内容の演題発表を行っている場合に限り認められる。

*学会認定関連団体とは、下記の7団体のことを指す。

〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、
 〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、
 〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム

*本学会別表に定める単位と一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める単位については重複も認められる。